

# 訴 状

平成24年12月26日

福岡地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 朝 見 行 弘

外15名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 金 160万円

貼用印紙額 金 13,000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項等、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨の条項を含む意思表示を行ってはいない。
- 2 被告は、前項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、同被告が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを各指示せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1 当事者

原告は、平成24年11月13日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）。

被告は、冠婚葬祭の相互扶助や冠婚葬祭の儀式設備の提供等を業とする株式会社である。なお、被告の営業所として、福岡市内に福岡博多支店（福岡市博多区博多駅南一丁目3番11号KDX博多南ビル5階）などがある。

- 2 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、「(株)日本セレモニー契約約款」と題する契約約款を用いて意思表示をなしている（以下、同契約約款を「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件互助会契約」という）。本件契約約款には、別紙契約条項目録記載の契約条項等、契約期間中に本件互助会契約を中途解約した際、支払済金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨が定められた、いわゆる解約金条項が含まれている（甲2。以下、同条項を「本件解約金条項」という）。

本件解約金条項に基づき、被告により差し引かれる手数料は以下のとおりとなる。

Gコース（契約金額24万円、払込回数全120回、月掛金額2000円）

払込回数8回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

9回目の場合、17,400円が差し引かれ、10回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が200円ずつ増える。

Iコース（契約金額18万円、払込回数全120回、月掛金額1500円）

払込回数10回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。  
11回目の場合、15,200円が差し引かれ、12回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が150円ずつ増える。

AIコース（契約金額18万円、払込回数全90回、月掛金額2000円）

払込回数7回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

8回目の場合、15,100円が差し引かれ、9回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が200円ずつ増える。

Kコース・Iコース

（契約金額9万円、払込回数全90回、月掛金額1000円）

払込回数10回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

11回目の場合、10,600円が差し引かれ、12回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が100円ずつ増える。

- 3 被告は、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある（甲3,5）。
- 4 原告は、被告に対し、平成24年11月28日、消費者契約法第41条に定める書面をもって、消費者との間で冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いたうえで消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと及び同内容が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること並びに被告の従業員らに対し、被告が請求の趣旨第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び請求の趣旨第2項記載の契約書用紙を破棄すべきことを各指示することを請求し、同書面は同年11月29日、被告

に到達した（甲４の１，甲４の２）。

その結果，被告は，事前請求の内容には応じない旨回答した（甲５）。

５ 本件解約金条項は，消費者契約法第９条１号及び同第１０条により無効である。

（１）本件互助会契約の内容について

一般に，冠婚葬祭互助会契約とは，不特定かつ多数の消費者が，将来行う冠婚葬祭に備え，所定の月掛金を前払いで積み立てることにより，当該消費者は，冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し，事業者は，当該消費者の請求により，冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とする。

このような冠婚葬祭互助会契約を締結する事業者は，不特定かつ多数の消費者に対する加入促進のための広報などを行うことはあるが，通常，特定の消費者のもとに出向いて互助会への入会を勧誘したり，月掛金の集金を行っていない。

本件においても同様に，本件互助会契約を締結した加入者が，将来行う冠婚葬祭に備え，本件契約約款に基づく方法により，月掛金を前払いで積み立て，実際に冠婚葬祭を行う必要性の生じたときに，被告に請求することによって，被告は上記の積み立てられた月掛金等を費用の一部に充てて，冠婚葬祭の施行等の役務を提供する。

（２）本件互助会契約における前払い金の性質について

上記第５項（１）のような本件互助会契約の内容に鑑みれば，加入者が事業者に対して支払う前払金は，冠婚葬祭にかかる役務の提供を受ける者がその役務の提供を受けるに先立って，当該役務の対価として支払うものであり，預かり金としての性質を有する。

（３）中途解約による損害の不発生

本件互助契約においては、前払い金につき利息は発生しないとされており、中途解約の場合であっても、事業者は解約までの間、加入者から預かった前払い金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、冠婚葬祭互助会契約では、事業者は、契約締結により冠婚葬祭の抽象的役務提供義務を負うものの、上記第5項（1）記載のとおり、加入者からの請求があってはじめて、当該加入者のために冠婚葬祭の施行に向けた具体的な準備を始めることとなる。とすると、加入者が中途解約した場合であっても、事業者は中途解約した加入者に対する役務提供を免れ、その役務を他の加入者に対して提供することが可能となるのであるから、他の加入者を勧誘して役務を提供することにより利益は確保される。したがって、加入者が中途解約したことにより逸失利益も生じていない。

（4）消費者契約法第9条1号該当性

以上のとおり、被告には中途解約に伴う損害は生じておらず、本件契約約款における解約金条項は、被告に生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定めたものであり、その全部が無効である。

（5）消費者契約法第10条前段該当性

本件解約金条項は、解約金条項がなかった場合に比較して、解約金条項により消費者の権利が制限され、又は義務が加重されていることは明らかである。

また、本件互助会契約は、役務提供を受ける予約ないし役務提供を将来受けるための預け金契約としての性質を有するものであるところ、このような契約については、判例上も条理上も契約に関する一般法理上も、対価である役務提供サービスの一部又は全部を受けなかった消費者は、預け金の一部又は全部の返金を求める権利を有し、また、当然に消費者に違約金や損害賠償の支払義務があるとはいえないことから、本件解約金条項によ

って、消費者の権利が制限され、又は義務が加重されていることもまた明らかである。

したがって、本件解約金条項は、消費者契約法第10条前段要件を満たす。

#### (6) 消費者契約法第10条後段該当性

上記第5項(3)記載のとおり、被告には、中途解約に伴う損害は生じておらず、また、加入者が中途解約したことにより逸失利益も生じていない。

さらに、上記第5項(2)で述べたとおり、冠婚葬祭互助会契約における前払金は、役務サービスの提供の対価なのであるから、事業者は、実際に役務を提供することで、加入者からの対価取得が正当化されるといえる。

そして、本件互助会契約においては、加入者は所定の月掛金を前払いで積み立てることによって役務サービス等の提供を受ける権利を取得するのみであり、加入者において役務サービス等の提供を受ける義務は負っていない。

そうであれば、本件互助会契約を加入者が中途解約した場合、事業者としては、単に役務提供の義務を免れたにすぎないにもかかわらず、解約手数料という名目で、未だ役務サービスの提供を受けていない加入者から何ら対価性のない金銭を取得していることとなる。

このように事業者が対価性もなく利得することにより、消費者は、本来有しているはずの利益、すなわち本件でいえば預け金全額の返還を受ける権利を侵害され、又は何ら支払う義務のない預け金を支払う義務を加重されているのであり、解約金条項がなかった場合と比較するときは勿論、判例、条理、契約に関する一般法理と比較しても、消費者は、その本来有しているはずの利益を、信義則上、両当事者間の権利義務関係に不均衡が存在する程度に侵害されていることが明らかである。

したがって、本件解約金条項は、消費者契約法第10条後段要件を満たす。

(7) 以上のとおり、本件解約金条項は、消費者契約法第9条1号及び第10条により無効である。

6 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、消費者との冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、請求の趣旨1項記載の内容を含む意思表示を行わないこと及び同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること並びに被告の従業員らに対し、被告が請求の趣旨第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び請求の趣旨第2項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示することを求め、本訴に及ぶ。

以上

## 証 拠 方 法

甲第1号証	適格消費者団体として認定をした旨の通知書（通知）
甲第2号証	（株）日本セレモニー契約約款
甲第3号証	（株）日本セレモニー申入れ回答書
甲第4号証の1	申入書兼消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書
甲第4号証の2	配達証明書
甲第5号証	事前請求書に対する回答書

## 付 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	1通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通



## 当事者目録

- 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号  
ビューリック博多ビル7階  
原告 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
上記代表者理事 朝見 行弘
- 〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目12番15号  
読売福岡ビル5階  
弁護士法人日野総合法律事務所福岡事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 朝見 行弘
- 〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目15番33号  
ダイアビル福岡赤坂7階  
平和の森法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 平田 広志
- 〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目6番15号  
日新ビル5階  
弁護士法人黒木・内田法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 黒木 和彰
- 〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目14番35号  
赤坂門A Iビル4階A号室  
北古賀法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 北古賀 康博

〒803-0816 北九州市小倉北区金田一丁目8番5号  
北九州法曹ビル5階  
西日本法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 一 柳 俊 文

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目1番8号  
本町ビル2階  
福岡セントラル法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 吉 原 洋

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号  
ジブラルタ生命福岡ビル4階  
あかつき法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 石 田 光 史

〒810-0074 福岡市中央区大手門一丁目7番20号  
第一簀子ビル202  
大手門法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 松 本 圭 司

〒830-0023 福岡県久留米市中央町35番18号  
エムコムビル3階西  
鐘ヶ江・花田法律事務所  
原告訴訟代理人 弁護士 鐘ヶ江 聖 一

〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目15番33号

ダイアビル福岡赤坂401

鴻和法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人 弁護士 清 水 さやか

電 話 092-739-0325

FAX 092-735-4818

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電気ビル北館11階

新星法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 岡 部 信 政

〒810-0041 福岡市中央区大名一丁目8番12号

第二西部ビル4階

福岡城南法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 藤 村 元 気

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目10番29号

福岡ようきビル2階

福岡第一法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 星 野 圭

〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目15番33号

ダイアビル福岡赤坂401

鴻和法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 竹 永 光太郎

〒810-0042 福岡市中央区赤坂一丁目7番23号

赤坂弁護士ビル405

福岡エクレール法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤 裕介

〒810-0074 福岡市中央区大手門一丁目8番8号

ベイサーージュ大手門303

すばる法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 吉野 泉

〒750-1114 山口県下関市王喜本町六丁目4番50号

被 告 株式会社日本セレモニー

上記代表者代表取締役 神田 忠

## 契約条項目録

### 第 29 条 解約払戻金

第 28 条および第 30 条の規定により契約を解除したとき、加入者の月掛金残高から所定の手数料を差し引いた次の金額を、契約解除の日から 45 日以内に、原則として加入者本人の口座にお振り込みします。この場合のお振り込み手数料は加入者の負担となります。

なお、第 11 条に規定する割り引きについては解約払戻金の対象回数から除き、実際に入金された回数により計算します。

ただし、第 15 条により第三役務に係る役務サービスなどを利用された場合の解約払戻金は、当初の契約金額で算出した解約払戻金から利用された役務サービスなどの金額で算出された解約払戻金を差し引いた金額となります。

G コース (24 万円)	1～8 回	0 円	
	9 回	600 円	
	10～119 回	600 円に 9 回をこえる 1 回ごとに 1,800 円	加算
	120 回	200,400 円	
A I コース (18 万円)	1～7 回	0 円	
	8 回	900 円	
	9～89 回	900 円に 9 回をこえる 1 回ごとに 1,800 円	加算
	90 回	148,500 円	
I コース (18 万円)	1～10 回	0 円	
	11 回	1,300 円	
	12～119 回	1,300 円に 11 回をこえる 1 回ごとに 1,350 円	別紙
	120 回	148,450 円	
K コース (9 万円)	1～10 回	0 円	
	11 回	400 円	
	12～89 回	400 円に 11 回をこえる 1 回ごとに 900 円	加算
	90 回	71,500 円	
P コース (9 万円)	1～10 回	0 円	
	11 回	400 円	
	12～89 回	400 円に 11 回をこえる 1 回ごとに 900 円	加算
	90 回	71,500 円	